

基本情報(令和4年4月1日現在)

法人の基本情報				
法人名	新西宮ヨットハーバー株式会社			
所在地	西宮市西宮浜4丁目16番1号			
連絡先	電話:	0798-33-0651	ホームページ	<a href="https://sinnisi-yh.co.jp/">https://sinnisi-yh.co.jp/</a>
	FAX:	0798-33-2411	アドレス	
団体所管課	土木部港湾課(電話:078-362-9274)			
設立年月日	平成4年10月22日	代表者	代表取締役社長 大谷 俊洋 (元 兵庫県参事)	
基本財産	100,000 千円			
県出資(出捐)額 (県全体:統合前込)	34,000 千円	他の出資(出捐)者	積水ハウス株式会社	西宮市
	( 千円)	出資(出捐)額	25,000 千円	17,000 千円
	比率 (県全体比率)	34.0 % ( %)	比率	25.0 %
役員数	10 人	職員数	8 人	
うち常勤役員	2 人	うち常勤職員	8 人	
設立目的	西宮港区内に係留されているヨット・モーターボート等の誘導・集約を行い、水域の適正化と船舶航行の安全な海洋レクリエーションの場を創造する。			
主な事業内容	(1) ヨットハーバーにおけるマリーナ施設の経営管理及び整備業務 (2) ヨット、モーターボート等小型船舶に係留・艇置、修理、販売、輸入、賃貸及びその仲介並びにこれら船舶用部品、付属品その他船舶関係用品の保管、修理、販売、輸入、賃貸及びその仲介 (3) ガソリン、灯油、潤滑油、その他小型船舶用燃料の販売			
役職員の状況				
役員				
平均年齢	56.8 歳	平均年収(千円)	7,001 千円(支給実人数 2 人)	
常勤役員	2 人	非常勤役員	8 人	
うち県派遣	0 人 ( %)	うち県派遣	3 人 ( 37.5 %)	
うち県OB	1 人 ( 50.0 %)	うち県OB	0 人 ( %)	
職員				
平均年齢	52.6 歳	平均年収(千円)	5,599 千円(支給実人数 8 人)	
常勤職員	8 人	非常勤職員	0 人	
うち県派遣	0 人 ( %)	うち県派遣	0 人 ( %)	
うち県OB	1 人 ( 12.5 %)	うち県OB	0 人 ( %)	

注) 「平均年収」は、常勤役職員が令和3年度に当該法人から得た報酬、給料、諸手当の合計額を支給実人数で除した額

財務状況(単位:千円)					
区分	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算
総資産	2,724,149	2,622,242	2,566,942	2,548,701	2,331,765
負債総額	2,266,736	2,154,203	2,067,128	2,024,470	1,769,064
正味財産(純資産)	457,414	468,040	499,814	524,231	562,701
うち基本財産	2,500,000	2,500,000	100,000	100,000	100,000
その他正味財産	-2,042,586	-2,031,960	399,814	424,231	462,701
一般正味財産 (利益剰余金、次期繰越活動増減差額)	-	-	-	-	-
当期収入計 A	579,535	605,601	603,581	601,083	627,712
うち県からの収入額計	22,172	19,828	19,925	19,708	23,732
県支出割合(%)	3.83	3.27	3.30	3.28	3.78
当期支出計 B	555,393	594,975	571,805	576,665	589,242
当期収支差額 C(A-B)	24,142	10,626	31,776	24,418	38,470
県からの財政支出計 (対前年度比:%)	22,172 ( 100.6 )	19,828 ( 89.4 )	19,925 ( 100.5 )	19,708 ( 98.9 )	23,732 ( 120.4 )
うち委託料	20,350	18,232	18,553	18,561	22,810
うち補助金	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0
小 計	20,350	18,232	18,553	18,561	22,810
その他短期貸付金等	1,822	1,596	1,372	1,147	922
そ の 他					
県からの長期貸付金残高	788,160	788,160	788,160	788,160	788,160
損失補償等契約に係る債務残高	0	0	0	0	0
正味財産の増減(単年度収支) <sup>※1</sup>					
当期経常増減額					
当期一般正味財産増減額					
当期正味財産増減額					
会計基準の区分 <sup>※2</sup>					

※1 公益法人会計基準を採用する法人のみ記載

※2 会計基準の区分は、[ ①H16改正基準 ②H20改正基準 ]から選択し、その番号を記載

○各団体の財務諸表(貸借対照表、収支計算書等)と一致